

海岸法及び海岸法施行規則の改正について (報告)

海岸法の改正の概要

海岸法の制定〔昭和31年〕

- 昭和28年9月、東海地区に上陸した台風13号による被害を受け、特別の国庫負担率の適用等を定める特別立法が制定
- この特別立法を契機として、昭和31年に「海岸法」が制定
- 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施



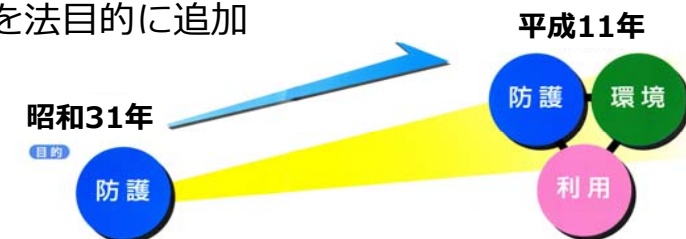
愛知県常滑市 榎戸付近の海岸



愛知県名古屋市大江付近

海岸法の一部改正〔平成11年〕

- 海岸の防護に加え、海岸環境の整備・保全、公衆の海岸の適正な利用を法目的に追加
- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
- 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- 海岸法の対象となる海岸の拡張
- 国の直轄管理制度の導入



今回の改正〔平成26年〕

- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（いわゆる「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け
- 海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置
- 水門・陸閘等に関する操作規則等の策定
- 災害時の障害物の処分等の緊急措置
- **海岸保全施設の維持・修繕基準の策定**（平成26年12月10日施行）
- 座礁等した船舶に対する撤去命令
- 海岸協力団体制度の創設



鋼矢板の腐食・コンクリートの劣化

海岸法の改正(維持・修繕基準等の策定)

現状と課題

- 海岸堤防等は、高度成長期等に集中的に整備され、今後急速に老朽化。
⇒ 財源、人材に限られる中で、海岸保全施設のより一層の適切な維持・修繕が必要。

改正内容

- 海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- 統一的な維持・修繕の基準の策定

予防保全型の維持・修繕により、施設の長寿命化を図り、トータルコストの縮減など効率的な維持管理・更新を推進

○海岸法（昭和31年法律第101号）（抄）

（維持又は修繕）

第十四条の五 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならない。

- 2 海岸管理者が管理する海岸保全施設の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、主務省令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、海岸保全施設の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

海岸法施行規則の改正(維持・修繕基準等の策定)

○維持・修繕等の基準において、維持・修繕を計画的に行うことや巡視、定期及び臨時の点検を適切に行うこと、点検等により変状を把握した場合は適切な措置を行うこと、点検又は修繕を行ったときはその結果等の記録の作成・保存することを規定。

海岸法施行規則（昭和31年農林省・運輸省・建設省令第一号）（抄）	海岸保全施設維持管理マニュアルとの対応
<p>（維持又は修繕に関する技術的基準等）</p> <p>第五条の八 法第十四条の五第二項の主務省令で定める海岸管理者が管理する海岸保全施設の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。</p>	
<p>一 海岸保全施設の構造又は維持若しくは修繕の状況、海岸保全施設の周辺の状況、海岸保全施設の存する地域の気象の状況その他の状況（以下この条において「海岸保全施設の構造等」という。）を勘案して、海岸保全施設の維持及び修繕を計画的に実施すること。</p>	<p>第6章 長寿命化計画の立案</p>
<p>二 海岸保全施設の構造等を勘案して、適切な時期に、海岸保全施設の巡視を行い、及び障害物の処分その他の海岸保全施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>第3章 巡視（パトロール）、異常時点検</p> <p>3-1. 巡視（パトロール）における確認項目</p> <p>3-2. 巡視（パトロール）において変状を発見した場合の対応</p>
<p>三 海岸保全施設の構造等を勘案して、海岸保全施設の定期及び臨時の点検を行うこと。</p>	<p>第2章 点検</p> <p>第3章 3-3. 異常時点検</p> <p>第4章 定期点検</p>
<p>四 前号の点検その他の方法により海岸保全施設の損傷、腐食その他の劣化その他の変状があることを把握したときは、当該海岸保全施設の適切な維持又は修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。</p>	<p>第5章 評価</p> <p>第7章 対策工法等</p>
<p>五 海岸保全施設の点検又は修繕を行ったときは、当該点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行うこと。</p>	<p>第2章</p> <p>2-3. 点検結果の記録・データベースの整備</p>